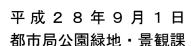
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成28年度「屋外広告物適正化旬間」が始まります。 ~地域の景観を踏まえた、安全な屋外広告物のあるまちづくりに向けて~

国土交通省では、良好な景観形成や屋外広告物の適正な管理の促進に向けて、9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」として設定しています。この期間中には、全国の地方公共団体において、看板の点検パトロールや、市民の方々との意見交換等、創意工夫をこらした取組が実施されます。

屋外広告物の適正化については、地方公共団体による創意工夫の下、様々な取組が行われています。国土交通省では、平成22年度より9月1日から9月10日までを「屋外広告物適正化旬間」として設定しており、企業や国民に対し、意識啓発を図る機会としております、

この旬間では、全国各地において、違反広告物を是正指導するパトロールや違反広告物の是正指導等、官民が連携した意識啓発に向けた取組を重点的に実施してまいります。

## <参考:全国で予定されているイベント等>

- 平成28年度の「屋外広告物適正化旬間」を中心として、全国で97件のイベント等が開催されます(一部実施済みを含む)。イベント等の概要は、都市局ホームページで公表しています。
  - <URL> http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd\_townscape\_tk\_000012.html
- 上記のほか、屋外広告物の安全点検など安全対策に関する取組、違反屋外広告物の簡易除却など日頃の取組を集中的に実施するするとともに、違反屋外広告物調査、ホームページや行政広報誌を利用した広報活動等が実施されます。

## (問い合わせ先)

都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 代表番号:03-5253-8111 課直通番号:03-5253-8954

企画専門官 広田和男 (内線:32982) 景観企画係長 勝美直光 (内線:32984)